

## 平成29年秋季全国火災予防運動の実施について

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とし、児玉郡市広域消防本部では、平成29年秋季全国火災予防運動を下記のとおり実施します。

### 1 防火標語(平成29年度全国統一防火標語)

『火の用心 ことばを形に 習慣に』

### 2 実施期間

平成29年11月9日(木)から11月15日(水)までの7日間

### 3 重点目標

- (1)住宅防火対策の推進
- (2)乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進
- (3)放火火災防止対策の推進
- (4)特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5)製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6)多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

★住宅防火 いのちを守る 7つのポイント – 3つの習慣・4つの対策 –★

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

### 4 住宅用火災警報器を設置しましたか？

火災から大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。設置が必要となるのは寝室です。また、寝室が2階などにある場合は階段にも取り付けなければなりません。

児玉郡市広域消防本部管内(本庄市・美里町・神川町・上里町)の設置率は、4年連続埼玉県下ワースト1です。

住宅用火災警報器の設置がお済でない方は早急に設置を、既に設置されている方は定期的な点検の実施をお願いします。

住宅用火災警報器はホームセンターや家電取扱店、防災設備の取扱店等で購入できます。詳しくは消防本部又はお近くの消防署へお問い合わせください。

問い合わせ先：児玉郡市広域消防本部予防課 0495-24-8392